

研究不正に対する取り組み

本学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 2 月 18 日文科科学省）」に基づき、公的研究費の適正な管理・運営の基盤となる体制を構築しました。また、所属するすべての研究者を対象に、「研究倫理教育研修会」を定期的を開催しております。今後も公的研究費の適正な管理・運営のために努めて参ります。

1. 責任体系の明確化

公的研究費の管理・運営に関する役割と責任について、以下のように明確化し徹底しています。

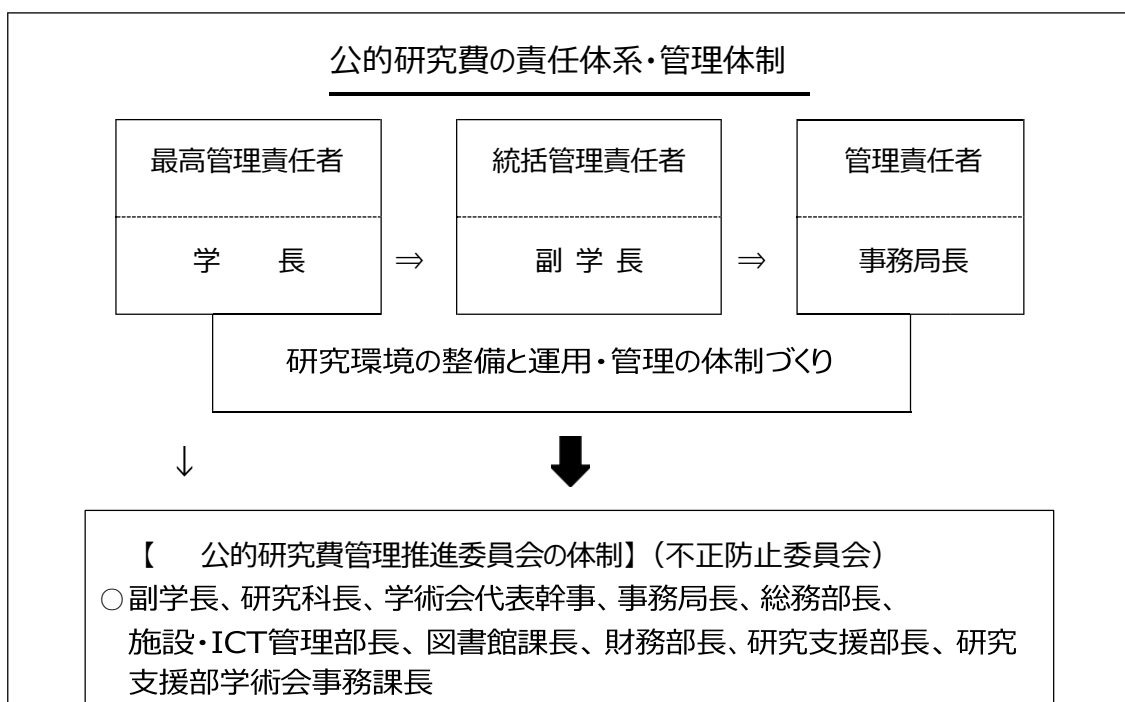
最高管理責任者…公的研究費の管理について不正を誘発する要因を除去し、不正防止体制の整備を図る。また、最高管理責任者は、統括管理責任者、管理責任者及びコンプライアンス推進責任者等と連携し、徹底した運用・管理に努める。その権限と責任を有する者として学長をもって充てる。

統括管理責任者…統括管理責任者は最高管理責任者を補佐し、公的研究費の実質的な責任と権限を有する者として副学長をもって充てる。

コンプライアンス推進責任者…コンプライアンス推進責任者として研究科長を選任し、公的研究費に係わる全ての教職員に対し、コンプライアンス教育を実施し、その定着に努める。

コンプライアンス推進副責任者…役割の実効性を確保する観点から、責任を統括する役割を担った上で、必要に応じ、コンプライアンス推進副責任者として学科長などを指名することができる。

管理責任者…管理責任者は公的研究費の管理に係る実質的な権限を有し、担当事務職員を統括する者として事務局長を充てる。



2. 適正な研究活動の推進

本学のすべての教職員は、以下の行動規範を遵守しています。

(1) 学術研究に関する理念と倫理観の保持

本学の教職員は質の高い多様な学術研究を推進するとともに、研究活動に対する理念と倫理観に基づき、法令や通知、本学の諸規則等を遵守する。

(2) 公的研究費に託された要請と信頼

本学の教職員は公的研究費が国民の税金を原資として交付されていることを深く認識し、社会の要請と信頼に応える為、研究活動や研究費に関し、徹底した不正防止策を講ずる。

(3) 管理・監査体制の整備

公的研究費の不正及び不適切な使用を防止する為、透明且つ現実性のある管理・監査体制を整備する。

(4) 公的研究費の適正な執行管理

本学の教職員は、公的研究費の取り扱いに細心の注意を払って臨み、適正な執行管理に努める。

(5) 不正防止計画に基づく行動

本学の教職員は、常に不正発生要因の除去に努め、別に定める「仙台大学公的研究費不正防止計画」に基づいて行動する。

3. 相談・告発窓口

研究活動における不正防止・対応のための相談・告発窓口を設置しています。下記の相談告発窓口で受け付けます。

【相談・告発窓口】

〒989-1693

宮城県柴田郡柴田町船岡南 2-2-18

仙台大学研究支援部学術会事務課

電話: 0224-55-1753 (直通) FAX: 0224-55-3116

e-mail:gakujyutu★sendai-u.ac.jp (★を@に置き換えてご使用ください。)

※電話による受付時間は、平日9時00分～16時00分です。

《留意事項》

- ・調査を実施する場合、告発者に対してより詳細な情報提供など調査協力をお願いすることになります。
- ・告発者は、告発を行ったことを理由に不利益な取り扱いは受けません。
- ・調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合、就業規則等に基づき必要な措置を講ずることがあります。